

○金融庁告示第百十三号

マラヤン・インシュアランス・カンパニー・インコーポレーテッドが日本における保険業を廃止したことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項第一号の規定により同社の同法第百八十五条第一項の外国損害保険業免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第四号の規定に基づき告示する。

平成十八年十月十一日

金融庁長官 五味 廣文